

住宅のリフォームに対する助成金のお知らせ

(小国町住宅リフォーム助成事業)

小国町では、住宅の定住環境の向上と地域経済の活性化を推進するため、町内施工業者を利用して自ら居住する住宅のリフォームを行い、下記要件に該当する方に対して、助成を行います。

受付開始

令和6年4月1日(月)から受付を開始します。

補助対象者

次の要件を全て満たす方(同一住宅及び同一人において1回限り)が対象となります。

- ◎ 町内に住所を有する方。
- ◎ 自ら居住する住宅をリフォームする町民で、同一家屋に住む全員に町税及び使用料等の滞納がない方。
- ◎ 他の同様の町の補助金等を受けていない方。

対象住宅

- ◎ 町内に存する自己居住用の住宅が対象となります。
- ◎ 店舗等併用住宅については、その居住用住宅部分に限ります。

対象工事

次の要件を全て満たすことが必要です。

- ◎ 町内に住所を有する法人及び個人の施工業者が行う、20万円以上(税込み)の工事であること。
- ◎ 補助決定前に住宅リフォームに着手していないこと。
- ◎ 令和7年3月31日までに工事が完了し、完了実績報告ができること。
補助の対象工事及び対象外の例(裏面参照)

補助率・補助限度額

- ◎ 対象工事費の10%以内、最高限度額10万円(但し、千円未満は切捨て)とします。
※ 予算の都合で締め切る場合があります。

補助の決定

- ◎ 町へ「申込(補助金申請)」を行い内容審査した上、「補助金決定」を受けた工事が対象となります。

申込み先・お問合せ先

- ◎ 小国町役場産業課課商工観光係までお申込み、お問合せ下さい。
TEL: 46-2113

- ◎ 申込書(補助金申請書等)は、情報課に備えてあります。また、小国町ホームページからも入手できます。

(裏面)

《補助の対象工事及び対象外の例》

対象となる工事例	対象とならない工事例
増築、改築工事	工事を伴わない電化製品の購入、設置に要する費用
給排水衛生設備、換気設備、電気、ガス設備工事	電話、CATV、インターネット等の工事
外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事	住宅と別棟の物置、車庫、カーポート等の工事
内装材の張替え等の内装工事	造園工事、さく井工事、門扉などの外構工事
床、壁、天井、屋根の断熱化工事	増改築を伴わない解体だけの工事など
窓やドア等の建具取替工事	
手摺設置、段差解消などのバリアフリー改修工事	
水廻りの改修工事	
耐震住宅への改修工事など	

※工事によっては、固定資産税の対象になる場合があります。